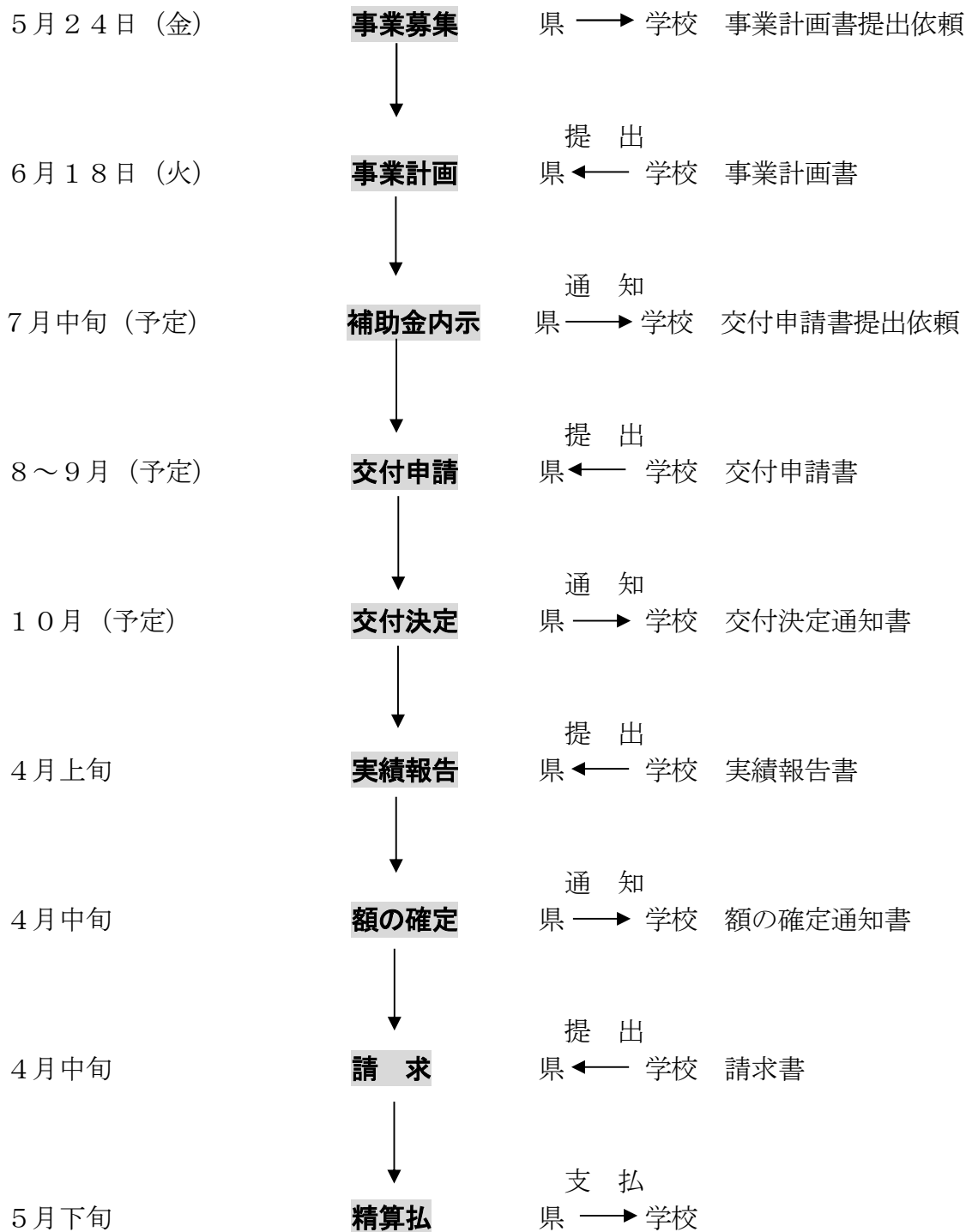


## 令和6年度私立幼稚園教育支援体制整備事業費補助金事業日程

遊具等環境整備事業、幼児教育の質の向上のための ICT 化支援 共通



※上記は、国の交付金のスケジュール（現状内定まで）を基に作成した暫定のもので、今後の国からの通知のタイミングにより前後することがあります。

6 学 振 第 4 4 3 号  
令 和 6 年 5 月 2 4 日

各学校法人立幼稚園設置者 様

愛知県県民文化局  
学 事 振 興 課 長

令和6年度私立幼稚園教育支援体制整備事業費補助金（遊具等環境整備事業）の募集について（照会）

このことについて、標記補助金の申請を希望する場合は、参考資料を参照のうえ、下記により関係書類を提出してください。

今回の募集は「遊具等環境整備事業」のうち遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備に関するものです。

また、本補助金の申請を希望されない場合は、提出の必要はありません。

#### 記

#### 1 提出書類

- (ア) 事業計画書（様式第2号）【遊具等・募集分】
- (イ) 二者以上の見積書の写し
- (ウ) 購入物品の価格等が確認できるカタログ等の写し（必要部分をA4判にコピー）

#### 2 提出期限及び提出方法

- (ア) … 令和6年6月18日（火）までにメールで提出
- (イ) 及び (ウ) … 令和6年6月18日（火）までに郵送又はメールで提出

※国照会期限の都合上、照会期間が短く申し訳ありませんが、提出期限は厳守いただきますようお願いいたします（期限以降の提出は一切受け付けられませんのでご注意ください）。

#### 3 提出先

- ・アドレス：shigaku@pref.aichi.lg.jp  
※件名を「【法人名】教育支援体制整備事業費補助金（遊具等）提出」としてください。
- ・郵送：〒460-8501 【住所記載不要】  
愛知県県民文化局学事振興課私学振興室助成グループ 宛て  
※封筒に「教育支援体制整備事業費補助金（遊具等）関係書類在中」と記入してください。

#### 4 留意事項

- (1) 同時に照会をしている「幼児教育の質の向上のためのICT化支援」において提出する事業と重複しないようご注意ください。
- (2) 予算の範囲内での内定となりますので、申請の状況によっては、交付希望額どおりの採択とならない可能性があります。
- (3) 事業の概要については、別添を参照してください。特に、補助対象経費と補助対象期間については十分注意してください。（補助対象期間内に支払いが完了できる経費のみ対象としてください。）
- (4) 事業計画書（様式第2号）の様式中の記載例をご確認ください。
- (5) 見積書の提出の際は、**同じ仕様・要件**で二者以上ご提出ください。比較可能な仕様・要件が他社にない場合は、その仕様・要件が必要である合理的な理由であることを説明する業者選定理由書の提出が必要です。
- (6) カタログ等の提出の際は、**該当ページに付せん**を付け、**該当の遊具等にマーカー**をするなど該当箇所を明示してください。
- (7) 県へ提出する書類は、すべて幼稚園の控え（写）を残してください。
- (8) 書類は、A4又はA3でご提出ください（Bサイズ等のものは、Aサイズの白紙等に糊付けしてください）。
- (9) 本補助金の補助対象事業費（補助金額ではない）は、経常費補助金をはじめ他の補助金の補助対象とはなりません。

担 当 私学振興室助成グループ（林）  
電 話 052-954-6187  
FAX 052-971-9889  
メール shigaku@pref.aichi.lg.jp

## 令和6年度私立幼稚園教育支援体制整備事業費補助金（遊具等環境整備事業） について

### 1 事業内容

#### (1) 補助対象経費

遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費（概ね1週間程度で消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く）のうち、以下のものに限る。

- ・ 1台につき50万円以上の遊具
- ・ 1式の購入につき10万円以上の運動用具・教具・保健衛生用品

※「1式の購入」について、セット販売ではないもの（単品）の足し上げでの10万円以上とするのは対象外。ただし、マスク、消毒液、ハンドソープ等の日々の活動において継続的に必要なものに限り、複数物品を購入し、足し上げた場合でも対象となる。

※運動用具・教具・保健衛生用品の品類を超えて合算することはできない。

### 補助対象外となる遊具等の考え方

- 1 屋外教育環境整備で対象としているアスレチック遊具、野外ステージ等の整備。設備の整備に当たり要する地ならし等の工事経費、既存設備の撤去費用等。
- 2 大型遊具、砂場、園庭の芝生化など施設整備に当たるもの（埋め込み式のエアコンなど園舎等に固着するようなものは対象外。組立式プールや砂場を囲うブロックなど、設置後も移動させられるようなものは対象）
- 3 大規模な工事を伴うもの（一つの遊具で500万円以上のもの、設置に1週間以上かかるものは総合的に判断）
- 4 整備した物品のシステム更新料や維持費（設備としての初期投資のみが対象）、運搬費（運賃、送料）等
- 5 園児が使用しないもの（職員が使用する机、いす、コピー機、掃除機、洗濯機、乾燥機、レンジ、芝刈り機等）
- 6 本箱、ロッカー、道具入れ、
- 7 防犯設備（自動警報装置等）、災害用品（備蓄品セット、避難用マット等）
- 8 園バス

※ 国の依頼文及びQ&Aも参考にしてください。

#### (2) 補助対象者

学校法人又は社会福祉法人（社会福祉法人にあつては、幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る）

## (3) 補助対象期間

事業着手（購入や契約等） : 令和6年4月1日から

事業完了（引渡し・支払い） : 令和7年3月31日まで

## (4) 補助基準額

遊具等環境整備：1施設あたり 2,000千円

## (5) 補助率

① 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園 1/2

② 令和7年度から幼保連携型認定こども園または  
幼稚園型認定こども園に移行する園 1/2

③ 幼稚園 1/3

※ 補助金額の上限	
① 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園	1,000千円
② 令和7年度から幼保連携型認定こども園または 幼稚園型認定こども園に移行する園	1,000千円
③ 幼稚園	666千円

## (6) 補助金の計算

千円未満切り捨て

## (7) 補助金の支払い時期

事業実施年度の翌年5月末（予定）

## 2 留意事項

(1) 応募多数の場合は、補助金額に圧縮がかかり、補助率どおりの補助金額とならない可能性があります（国の内定は7月中旬ごろを予定）。

(2) 私立学校施設整備費補助金と異なり、当該年度内の事業であれば、内定通知前の事業着手も可とする（国の内定は7月下旬ごろを予定）。

6 学 振 第 4 4 3 号  
令 和 6 年 5 月 2 4 日

各学校法人立幼稚園設置者 様

愛知県県民文化局  
学 事 振 興 課 長

令和6年度私立幼稚園教育支援体制整備事業費補助金（幼児教育の質の向上のためのICT化支援・5月分）の募集について（照会）

このことについて、標記補助金の申請を希望する場合は、参考資料を参照のうえ、下記により関係書類を提出してください。

なお、本補助金の申請を希望されない場合は、提出の必要はありません。

#### 記

##### 1 提出書類

- (ア) 事業計画書（様式第2号）【ICT・募集分】
- (イ) 令和6年度教育支援体制整備事業費補助金 事業計画書（国様式）
- (ウ) 二者以上の見積書の写し
- (エ) 購入物品の価格等が確認できるカタログ等の写し（必要部分をA4判にコピー）

##### 2 提出期限及び提出方法

- (ア) 及び (イ) … 令和6年6月18日（火）までにメールで提出
- (ウ) 及び (エ) … 令和6年6月18日（火）までに郵送又はメールで提出

※国照会期限の都合上、照会期間が短く申し訳ありませんが、提出期限は厳守いただきますようお願いいたします（期限以降の提出は一切受け付けられません）のでご注意ください。

##### 3 提出先

- ・アドレス：shigaku@pref.aichi.lg.jp  
※件名を「【法人名】教育支援体制整備事業費補助金（ICT化）提出」としてください。
- ・郵送：〒460-8501 【住所記載不要】  
愛知県県民文化局学事振興課私学振興室助成グループ 宛て  
※封筒に「教育支援体制整備事業費補助金（ICT化）関係書類在中」と記入してください。

#### 4 留意事項

- (1) 事業の概要については、別添を参照してください。特に、補助対象経費と補助対象期間については十分注意してください（補助対象期間内に支払いが完了できる経費のみ対象としてください）。
- (2) 予算の範囲内での内定となりますので、申請の状況によっては、交付希望額どおりの採択とならない可能性があります。
- (3) 補助基準額の上限は、令和5年度補正予算分で実施する事業として、令和5年12月募集で既に申請した補助対象経費（※）を含みます。  
※実績額ではなく、交付申請予定の額であることにご注意ください。  
例：学級数が6学級以下で、令和5年12月募集分の補助対象経費80万円の場合→今回は20万円まで
- (4) 同一の事業や同一の経費を切り分けて、令和5年12月募集と今回の募集の両方に申請することはできませんので、注意してください。  
たとえば、1式200万円でシステムを導入し、100万円を令和5年12月募集で申請し、残りの100万円を今回の募集で申請することはできません。
- (5) 「事業計画書（様式第2号）及び「令和6年度教育支援体制整備事業費補助金 事業計画書（国様式）」の様式中の記載例及び記載要領をご確認ください。
- (6) 見積書の提出の際は、**同じ仕様・要件**で二者以上ご提出ください。比較可能な仕様・要件が他社にない場合は、その仕様・要件が必要である合理的な理由であることを説明する業者選定理由書の提出が必要です。
- (7) カタログ等の提出の際は、**該当ページに付せん**を付け、**該当のシステムの機能や導入機器にマーカー**をするなど該当箇所を明示してください。
- (8) 県へ提出する書類は、すべて幼稚園の控え（写）を残してください。
- (9) 書類は、A4又はA3でご提出ください。（Bサイズ等のものは、Aサイズの白紙等に糊付けしてください）
- (10) 本補助金の補助対象事業費（補助金額ではない）は、経常費補助金はじめ他の補助金の補助対象になりません。

担 当 私学振興室助成グループ（佐藤）  
電 話 052-954-6187  
F A X 052-971-9889  
メー ル shigaku@pref.aichi.lg.jp

令和6年度私立幼稚園教育支援体制整備事業費事業費補助金  
(幼児教育の質の向上のためのICT化支援・5月分)について

1 事業内容

(1) 補助対象事業

教職員等が行う教育に係る資料の作成業務を電子化するために必要となるパソコン・タブレット等の備品を購入する経費に加えて、日々の活動記録の保存や資料の共有を円滑にするためのシステム導入に必要な経費について対象とします。

<対象となる事業の例>

- ・手書きの資料作成からパソコン等を使用した資料作成への電子化するためのパソコン・タブレット端末等の導入
- ・作成した資料を保存や共有するためのシステムの導入
- ・教育に係る資料の作成を容易にすることのできるシステムの導入
- ・保護者との情報共有や連絡を円滑に行うためのシステム等の導入

(2) 補助対象経費

上記の整備事業を行うために必要となる、情報システムの導入費、改修費、リース料、保守費、端末や備品等の購入費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等を対象とします。

<留意点>

- ・リース料、保守費は申請年度にかかる費用のみを対象とし、既に導入済のシステムや端末等にかかる費用は対象外です。
- ・教育に係る資料の電子化に必要なICT環境整備に当たり必要となるパソコン・タブレット等の備品、付属品や消耗品の購入費（運搬費・調整費等の付帯経費は除く）も対象とします。
- ・資料の電子化を目的としたWi-Fi ルータ設置等の通信環境の整備にかかる経費も対象ですが、大規模な改修工事を伴わないものに限りです。

(3) 補助対象者

学校法人、社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る）

(4) 補助対象期間

事業着手（購入や契約等） : 令和6年4月1日から

事業完了（引渡し・支払い） : 令和7年3月31日まで

(5) 補助基準額

1施設あたり 1,000千円（6学級以下）

1,500千円（7学級以上）

※学級数については、原則として令和5年度学校基本調査で回答のあった学級数とします。（令和6年度で回答を行う予定の学級数も可）



※同一の事業や同一の経費を切り分けて、過去の募集と今回の募集の両方に申請することはできませんので、注意してください。

たとえば、1式200万円でシステムを導入し、100万円を令和5年12月募集で申請し、残りの100万円を今回の募集で申請することはできません。

(6) 補助率

1/2以内(千円未満切り捨て)

(7) 補助金の支払い時期

事業実施年度の翌年5月末(予定)

2 留意事項

(1) 応募多数の場合は、補助金額に圧縮がかかり、補助率どおりの補助金額とならない可能性があります(国の内定は7月中旬ごろを予定)。

(2) 私立学校施設整備費補助金と異なり、当該年度内の事業であれば、内定通知前の事業着手も可とする(国の内定は7月下旬ごろを予定)。